

## 富田林市認知症条例（仮称）（案）

令和3年12月25日時点（会議資料）

### （目的）

第1条 この条例は、認知症に関する施策についての基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、関係機関の役割を明らかにし、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症になっても笑顔で暮らせる富田林市を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- （2） 認知症の予防 認知症になるのを遅らせることまたは認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- （3） 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- （4） 事業者 市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。
- （5） 関係機関 認知症の人の日常生活及び医療介護に携わる事業所、又その他の福祉に関わる組織・団体をいう。
- （6） 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。

### （基本理念）

第3条 次に掲げる基本理念に基づき、認知症に関する施策を推進するものとする。

- （1） 認知症になっても（認知症の人の）、意思が尊重され、希望と尊厳を保持し、自分らしく暮らせるまちを目指すこと。
- （2） 認知症に関する正しい知識及び理解に基づき認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すこと。
- （3） 認知症の人が自らの意思により、その能力を生かし社会参加をすることができる地域をつくること。

### （市の責務）

第〇条 市は、市民、事業者及び関係機関と連携し、認知症に関する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 前項の実施にあたり、認知症の人及びその家族の意見の把握並びに生活課題の調査及び分析を行い、認知症の人やその家族の立場に立った施策の実施に努めるものとする。
- 3 市はその施策の実施状況と効果の検証を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。
- 4 市は、認知症施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第〇条 市民は、認知症は誰もがなりうるものであることを認識し、正しい知識を持ち、認知症の人とともに地域での生活を営むことへの理解を深めるように努める。

- 2 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、市、関係機関及び事業者が実施する認知症に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、認知症の人およびその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むように努めるものとする。

(事業者の役割)

第〇条 事業者は、従業者が認知症に対して、正しい知識を持ち適切な対応が行えるよう、必要な研修の実施及び育成に努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人及びその家族が日常生活において、必要なサービスや支援を安心して受けることができるように環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、認知症の人が、自らの意思でその能力を活用できるよう、その人の特性に応じた配慮に努めるものとする。
- 4 事業者は、市、地域組織及び関係機関が実施する認知症施策等に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第〇条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識と高い対応力を有する人材の育成に努めるものとする。

- 2 関係機関相互に連携し、認知症の人の状態及びその家族等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、市民、事業者及び市が実施する認知症に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

(認知症の理解・人材育成)

第〇条 市は、年齢や職域に関わらず幅広く認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進及び人材育成に努めるとともに、必要に応じて、教育機関や職能

団体などと協力して取り組むものとする。

- 2 市は、幅広い世代の市民及び事業者に対して、認知症サポーターの養成の推進及び周知を実施する。
- 3 認知症サポーター等が地域で活躍するために必要な施策を実施及び環境整備に努めるものとする。

(認知症の予防等)

第〇条 市は、日頃から生活の中で認知症の予防に取り組むことが出来るよう、関係機関と連携しながら認知症予防の普及やその他必要な施策及び地域での認知症の予防に資する活動を促進するための環境づくりを実施するものとする。

- 2 市は、認知症の早期発見及びその後の適切な支援の実施に向けて、相談及び連携の体制づくりに努めるものとする。
- 3 市は、認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行うものとする。